

医療従事者の需給に関する検討会の今後の進め方について

- 医療従事者の職種ごとに、全国・地域の需給の状況や確保のための対策が異なることから、医師需給分科会、看護職員需給分科会及び理学療法士・作業療法士需給分科会を設置する。

- このうち、医師需給分科会については、平成 29 年度で終了する暫定的な医学部定員増の措置の取扱いをはじめとした今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要があることから、他の分科会に先行させて開催する。

- 都道府県が平成 29 年度中に第 7 次医療計画（平成 30～35 年度）を策定するに当たり、医療従事者の確保対策について具体的に盛り込むことができるよう、各分科会とも、平成 28 年内の取りまとめを目指す。